

秋田県企業職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員服務規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員服務規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(履歴書等の提出)</p> <p>第二条 新たに採用された者（退職し、引き続き定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。第十条において同じ。）に採用された者を除く。）及び出向により転任を命ぜられた者は、着任後七日以内に、履歴書を所属長を経て公営企業課長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員に対する適用除外)</p> <p>第十条 職員が退職し、引き続き定年前再任用短時間勤務職員に採用される場合は、第三条第三項及び第五項並びに第四条第三項及び第五項の規定は、適用しない。</p> <p>(非常勤の職員に対する適用除外)</p> <p>第十一条 非常勤の職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対しては、第三条、第四条及び第七条の規定は、適用しない。</p>	<p>(履歴書等の提出)</p> <p>第二条 新たに採用された者（退職に引き続き地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び出向により転任を命ぜられた者は、着任後七日以内に、履歴書を所属長を経て公営企業課長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(再任用職員 に対する適用除外)</p> <p>第十条 職員が退職に引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用される場合は、第三条第三項及び第五項並びに第四条第三項及び第五項の規定は、適用しない。</p> <p>(非常勤の職員に対する適用除外)</p> <p>第十一条 非常勤の職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対しては、第三条、第四条及び第七条の規定は、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規程による改正後の秋田県企業職員服務規程第二条及び第十条の規定を適用する。